

健康保険法

〔問 6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。前納された保険料については、前納に係る期間の A が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の B までに払い込まなければならない。

前納すべき保険料額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を C による複利現価法によって前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割引いた額の合計額を控除した額とする。

保険料の前納期間は、4月から9月まで、もしくは10月から翌年3月までの6か月間または4月から翌年3月までの12か月間を単位として行うものとされているが、例えば、任意継続被保険者の資格を取得した月が4月であった場合、最も早く前納を行うことができる前納に係る期間の初月は、 D である。

- 2 全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者が、適用事業所の被保険者となったときは、被保険者となった日の翌日に任意継続被保険者の資格を喪失する。この場合、5日以内に任意継続被保険者の被保険者証を E に返納しなければならない。

選択肢

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ① 年 5 分 5 厘の利率 | ② 各月の前月末日 |
| ③ 各月の初日 | ④ 初月の 10 日 |
| ⑤ 初月の前月 10 日 | ⑥ 年 4 分 5 厘の利率 |
| ⑦ 10 月 | ⑧ 直接全国健康保険協会 |
| ⑨ 各月の納期限日 | ⑩ 年 4 分の利率 |
| ⑪ 適用事業所の事業主を経由して全国健康保険協会 | |
| ⑫ 日本年金機構を経由して全国健康保険協会 | |
| ⑬ 年 5 厘の利率 | ⑭ 5 月 |
| ⑮ 4 月 | ⑯ 各月の末日 |
| ⑰ 保険者が指定した日 | ⑱ 保険者が指定した月 |
| ⑲ 初月の前月末日 | |
| ⑳ 適用事業所の事業主を経由して日本年金機構 | |